

## 1. 子ども・子育て新制度における位置づけ

放課後児童クラブは、今般の新制度移行の中で、子ども子育て支援法に基づき市町村が地域の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の一つに位置づけられ、施設等の設置基準や指導員の資格要件など、所要の改正を予定している。

## 2. 児童クラブの現状

### (1) 国の施策

- ①児童福祉法へ位置づけ（平成9年法改正時）
- ②「放課後子どもプラン推進事業」（国庫補助含む。）
- ③「放課後児童クラブガイドライン」

### (2) 本市の状況

#### ①制度概要

ア) 目的：放課後保護者が労働等により家庭にいない小学校児童を対象に生活指導等を行い、その健全育成を図る。

※原則1～3年生を対象、余裕がある場合は、4～6年生も受入を行っている。

イ) 時期：月曜日から金曜日（13:00～18:30）

土曜日及び長期休業期間（8:00～18:30）

ウ) 指導員：教員等の有資格者や留守家庭児童の育成指導に熱意を有する方

〔指導内容〕・遊びを通じた協調性・創造性のかん養  
・共同生活を通じた社会性・道徳性のかん養

エ) 利用料：学校開設期間中（3,300円）

長期休業期間中（3,700円～5,300円）

#### ②開設状況

こども部 こども未来課 2014/1/7

番号	学校名（開設校）	定員	施設	番号	学校名（開設校）	定員	施設
1	開成いすゞ子供会	60	余裕教室	16	安積第三小児童クラブ	90	第1：専用施設 第2：専用施設
2	小原田ふたば子供会	60	余裕教室	17	大島小児童クラブ	60	専用施設
3	行健しのめ子供会	90	第1：専用施設 第2：専用施設	18	桃見台小児童クラブ	60	余裕教室
4	柴宮小児童クラブ	120	第1：余裕教室 第2：専用施設	19	日和田小児童クラブ	60	専用施設
5	桑野小児童クラブ	60	余裕教室	20	富田東小児童クラブ	60	専用施設
6	安積第一小児童クラブ	60	余裕教室	21	喜久田小児童クラブ	49	みらい幼稚園委託
7	大槻小児童クラブ	60	余裕教室	22	芳賀小児童クラブ	60	専用施設
8	永盛小児童クラブ	40	余裕教室	23	行徳小児童クラブ	60	専用施設
9	赤木小児童クラブ	40	余裕教室	24	橋小児童クラブ	40	余裕教室
10	小山田小児童クラブ	60	余裕教室	25	安積第二小児童クラブ	30	余裕教室
11	桜小児童クラブ	60	余裕教室	26	行健第二小児童クラブ	60	専用施設
12	明健小児童クラブ	40	余裕教室	27	薫小児童クラブ	40	余裕教室
13	金透小児童クラブ	60	余裕教室	28	高瀬小児童クラブ	30	余裕教室
14	朝日が丘小児童クラブ	90	第1：専用施設 第2：専用施設	29	湖南小地域こども教室	30	余裕教室
15	守山小児童クラブ	60	余裕教室	30	熱海小地域こども教室	30	余裕教室
				31	根木屋小地域こども教室	20	余裕教室

## 3. 子ども・子育て新制度への移行

### (1) 改正の要点

- ①児童福祉法の改正
- ②国の省令に基づき事業の設備・運営に関する基準の“条例化”
- ③対象児童の明確化  
「概ね10歳未満」→「小学校就学児童」（6年生まで）へ

### (2) 基準の範囲・方向性

- ①現在の国としてのあるべき水準
  - ア) ガイドライン（19.10.9）
  - イ) 国庫補助基準（19.3.30）
- ②現状：多様な形態で地域の実情に対応
  - ア) 全体的な底上げ
  - イ) 一定の経過措置

### ③具体的な基準項目

#### 【省令上の基準】

・職員の資格/員数/施設の面積/開所日数・時間/集団の規模

#### 【新たなガイドラインの内容】

・児童クラブの機能・役割  
・児童への育成・支援方法  
・指導員の資格要件（研修科目・内容等）

### (3) 児童クラブの機能・役割

- ◇適切な遊び及び生活の場を提供
- ◇児童と保護者が安心して利用できる環境整備
- ◇家庭との日常的な情報交換の実施

### (4) その他市町村の役割

- ①あっせん・調整等
  - ・クラブの定員・待機児童の状況等を一元的に把握
  - ・必要に応じて斡旋・調整を実施
  - ・放課後子ども教室・児童館など多様な場所に留意

### ②優先利用

ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、虐待、DV、障がい、低学年

### (5) 対象年齢の拡大

- ◇対象年齢の拡大（児童福祉法改正、小学校6年生まで）
- ◇ニーズ調査を踏まえた需給計画の策定

### (6) 類似の事業について

- ◇「放課後児童健全育成事業」：児童福祉法に基づく事前の届出
- ◇類似の事業：児童福祉法の規制を受けず運営可能
- ◇届出対象事業者一覧の作成

4. 今後取り組むべき諸課題

(1) 今後の施設整備のあり方について

本市の放課後児童クラブ施設整備については、利用ニーズや開設場所などの条件が整った学校から整備を進めており、現在市内 58 小学校中 28 校の整備が完了したところである。現行の整備基準に適合する規模の学校については概ね整備が完了した。今後は、新たな整備方法を検討しながら、未整備である小規模校区を対象として、子どもたちの放課後の居場所づくりを進める必要がある。

資料 1：未開設校一覧

学校名	児童数	ニーズ	学校名	児童数	ニーズ	学校名	児童数	ニーズ
東芳	96	11	高倉	65	6	安子島	42	1
多田野	124	11	白岩	50	4	三町目	55	1
河内	39	12	高野	49	3	柄山神	37	1
片平	147	17	三和	79	9	上伊豆島	17	3
穂積	79	10	御代田	73	7	田母神	35	0
小泉	82	10	鬼生田	48	3	(分) 石筵	14	1
御館	104	8	大田	12	3	(分) 堀口	18	0
宮城	67	15	海老根	36	3	(分) 下枝	9	0
谷田川	47	6						

資料 2：児童クラブでの過ごし方

		≪休日（長期休暇含）≫	
		8:00	子ども 指導員
			ミーティング 出欠確認 事務処理 見守り
		10:00	勉強 読書 遊び
		12:00	昼食
		13:00	宿題 遊び 勤務交替 ミーティング 見守り
		15:00	おやつ 準備
			勉強 遊び 見守り
		16:30	掃除 準備
		17:30	
			お迎え 保護者対応 報告書作成
		18:30	

  

≪学校のある日≫		
	子ども	指導員
13:00	宿題 遊び	ミーティング 出欠確認 連絡
15:00	おやつ	準備
	勉強 遊び	見守り
16:30	掃除	準備
17:30		
	お迎え	保護者対応 報告書作成
18:30		

【参考】基準一覧

項目	論 点
従うべき基準	<b>従事する者</b> ◇「児童の遊びを指導する者」（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準38条）の資格・基本 ◇必要な知識・技能を補完するための研修 ・基本的生活習慣の習得 ・自立に向けた支援 ・家庭と連携した生活支援 ◇有資格者となるための研修 ◇有資格者以外の事業への従事 ・様々な地域の人材との関わり
	<b>員 数</b> ◇職員は2名以上配置（うち1名は有資格者） ※併設する施設では、兼備可能な場合、1名も可
参酌すべき基準	<b>児童集団の規模</b> ◇児童集団の規模は、概ね40人が適当 ・情緒面への配慮 ・集団としてのまとまりのある生活 ・職員と児童との信頼関係の構築 ◇「児童数」の考え方 ・児童数＝毎日利用する児童＋一時的利用人数の平均
	<b>施設・設備</b> ◇専用室・専用スペースの面積 ・児童1人当たり1.65㎡以上を基本 ・算定基礎となる「児童数」＝毎日利用する児童＋一時的利用人数の平均 ◇面積以外の視点 ・生活の場として認識可能 ・基本的生活行為が可能（整理整頓・清潔維持） ◇活動のイメージ 放課後児童クラブの専用室・専用スペースは児童の生活の場であるとともに、活動の拠点でもある。児童の活動は様々な場所での活動へ広がっていくものであり、児童の活動の場としては他の様々な場所や施設（例えば、学校施設や児童館、公園等）も利用することが考えられる。 ◇静養スペースの確保
	<b>開所日数</b> ◇年間250日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業者が設定
	<b>開所時間</b> ◇平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業者が設定 ※「少1の壁」の解消